

令和5年4月10日

保護者 様

紀の川市教育委員会
教育長 貴志 康弘
紀の川市立上名手小学校
校長 淡路 宏昭

警報等が発令された場合の措置について

このことについて、児童生徒の安全を第一に考え警報発令時において、下記のとおり取り扱っております。本年度もご理解の上、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

記

1. **午前7時現在**、紀の川市に、**暴風・大雨・洪水・大雪**のいずれかの**警報**が発令されている場合、学校は**臨時休業**とします。

※児童生徒が学校にいる時に上記の警報が発令された場合は、それぞれの学校で状況を判断し、措置をします。

2. **その他の警報**や**注意報**が発令された場合は、**平常どおり授業**を行います。安全に登校させてください。
3. **南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒及び注意)**が発令された場合は、児童生徒は後発地震に十分に警戒しつつ、安全を確保の上、登校させてください。

※紀の川市は**津波警戒区域外**のため、臨時休業とはなりません。

☆ その他災害が起こった場合は、ご家庭で安全を確認した上で、登校の判断をお願いいたします。